**第8条（届出事項）**

1. 借主が住所や勤務先を変更し又は休・退職若しくは解雇させられたり、転・廃業したときは、直ちに書面によって貸主に届出をします。
2. 前項の届出を怠ったため貸主からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

**第9条（期限の利益の喪失）**

この契約成立後、借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貸主から通知催告がなくとも、貸主に対する一切の債務について当然に弁済期限の利益を失い、直ちに債務の全額の金額に利息制限法（昭和29年法律第100号）第4条第1項に基づく上限損害金を付して弁済します。

1. 第1条に基づく元本及び利息との双方またはそのいずれか一方の支払いを1回でも怠ったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は支払の停止をしたとき。
3. 第8条第1項の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、貸主に借主等の所在が不明となったとき。
4. 破産手続開始、民事再生手続開始、保全処分、強制執行、滞納処分、担保権実行の申し立てがあったとき。

**第10条（特定公正証書**）

本契約による債務を承認し、特定公正証書（借主が貸付の契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書）を作成することを承諾します。また、特定公正証書により貸主は特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には訴訟の提起を行わずに借主（債務者）の財産に対する強制執行をすることができるものとし、借主はこの契約に基づく債務の不履行の場合には直ちに強制執行に服することに異議はないものとします。

**第11条（合意管轄）**

　この金銭貸借に関する訴訟又は調停の必要を生じた場合には、貸主の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

**第12条（連帯保証人）**

　連帯保証人は、借主の本件債務を保証し、借主と連帯して履行の責任を負うことを承諾しました。当該契約について保証契約をする場合において下記に連帯保証人の商号、名称または氏名および住所を記し、押印します。

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞